

開成町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

開成町長 山 神 裕

開成町条例第13号

開成町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

開成町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成3年開成町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(用語の定義) 第2条 (略) 2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童（ただし、当該児童が規則で定める状態にある時を除く。）の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。 (1)～(3) (略) (4) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項又は第10条の2の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童 (5)・(6) (略) 3・4 (略)	(用語の定義) 第2条 (略) 2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童（ただし、当該児童が規則で定める状態にある時を除く。）の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。 (1)～(3) (略) (4) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項_____の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童 (5)・(6) (略) 3・4 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。